

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 10 月 1 日 (金) 第 248 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 1
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 3
- 令和3年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (2件) (学校施設課取扱い) 4
- (県立加治木養護学校取扱い) 5

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第967号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年10月1日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
菱刈中央医院	伊佐市菱刈前目790-1	令和3年10月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第968号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年10月1日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
スター調剤薬局皇徳寺店	鹿児島市皇徳寺台三丁目24-7	令和3年10月1日	精神通院医療
たいよう薬局	鹿児島市坂之上四丁目5番5号	令和3年10月1日	精神通院医療
有限会社しらゆり調剤薬局	鹿児島市和田一丁目30番15号	令和3年10月1日	精神通院医療

きりん薬局	南九州市川辺町平山3779	令和 3 年 10 月 1 日	精神通院医療
フタヤ薬局国分店	霧島市国分福島三丁目40番15	令和 3 年 10 月 1 日	精神通院医療
ひろ薬局	奄美市名瀬末広町18番25号グ ランセ末広ビル 3 F	令和 3 年 10 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第969号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 3 年 10 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人天百合会	鹿児島市宇宿九丁目6番5号	訪問看護ステーション優美	鹿児島市宇宿九丁目6番5号	令和 3 年 10 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第970号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 3 年 10 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 3 年 8 月 18 日から令和 4 年 3 月 15 日まで
- 3 作業の地域 日置市日吉町吉利地内

鹿児島県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 3 年 10 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	寺山公園線	鹿児島市川上町2920番6地先から2917番1地先まで	前	6.0～14.6	207.5
			後	7.0～26.2	214.3

鹿児島県告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 3 年 10 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島東市来線	日置市伊集院町下谷口字下平2543番3地先から2535番1地先まで	前	14.1~33.6	65.0
			後	19.4~40.3	65.0

鹿児島県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年10月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島東市来線	日置市伊集院町下谷口字下平2543番3地先から2535番1地先まで	令和3年10月1日

鹿児島県告示第974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年10月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊集院蒲生溝辺線	日置市伊集院町麦生田字笹原2143番2地先から2149番6地先まで 日置市伊集院町麦生田字笹原2148番1地先から2149番6地先まで	前	35.2~9.4	155.2
			後	35.2~9.4	155.2

鹿児島県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年10月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊集院蒲生溝辺線	日置市伊集院町麦生田字笹原2148番1地先から2149番6地先まで	令和3年10月1日

鹿児島県告示第976号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，令和3年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和3年10月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
令和3年9月21日から同年10月15日まで
- (2) 女子
令和3年9月21日から同年10月15日まで

3 試験期日

令和3年10月30日

4 応募年齢

令和4年4月1日において18歳以上
令和4年6月30日において33歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津7203番地	徳之島町役場及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は，志願票に所定の事項を記入の上，住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお，志願票は，各市町村において交付する。

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年10月1日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

1 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校で使用するパソコンの賃貸借 1,267台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県教育庁学校施設課企画助成係
鹿児島市鴨池新町10番1号

3 落札者を決定した日

令和3年9月3日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

429,007,700円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 7 月 20 日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 10 月 1 日

鹿児島県立加治木養護学校長 徳永謙一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス（鹿児島県立加治木養護学校通学バス運行業務） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立加治木養護学校
始良市加治木町木田1784番地
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 8 月 18 日
- 4 落札者の氏名及び住所
南国交通株式会社
鹿児島市中央町18番地 1
- 5 落札金額
29,700,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 7 月 9 日

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 10 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第28号

鹿児島県地方警察職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特種勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「その作業に当該職員の本務に係る手当が含まれるときは本務に係る手当を、当該職員の本務に係る手当が含まれていないときは」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。